

【2025 年 7 月 17 日】 6 月 13 日掲載の TSV データドラフトの更新版を掲載しました。

【2025 年 6 月 13 日】 日タイ協定・データ交換方式に対応した TSV データのドラフトを掲載しました。

日タイ経済連携協定におけるデータ交換方式（特定原産地証明書の電子化）の 開始について

2025 年 3 月 25 日

日本商工会議所

本年 3 月 25 日付で経済産業省ホームページに公表されているとおり、日タイ経済連携協定について、2025 年 9 月以降に、特定原産地証明書のデータ交換方式が開始される予定です。

（経済産業省ホームページ）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/JTEPA_eCO.html

データ交換方式とは、第一種特定原産地証明書発給システム（以下、「発給システム」）上での特定原産地証明書の発給承認後、証明書の内容がデータ化されて直接タイ税関に送付される仕組みです。日インドネシア協定では、2023 年 6 月 26 日からデータ交換方式で証明書を発給しています。

データ交換方式により、これまで必要とされていた、輸入申告時における PDF ファイルもしくはセルフプリントの証明書の提出が不要となります（発給された特定原産地証明書の番号等について、申請者から輸入者に通知する必要があります）。

データ交換方式開始後は、主に以下の三点について、発給システム上での発給申請書入力の画面が変更になります。

一点目は、「積込地、経由地、仕向地」、「第三国インボイスの発行者の国名」、「製品の梱包形態」、「製品の梱包単位」「製品の数量・重量単位」が、自由記入ではなくコード選択式になります。各項目のコードは、以下のとおりです。

（コード一覧表）

<https://www.jccci.or.jp/gensanchi/jtepa-ecoappendix-code.xlsx>

二点目は、「Marks and numbers(荷印・荷物番号)」および「Number and kind of package(包装数量・単位・形態)」は、原産地証明書ごとに 1 つではなく、証明書に記載する製品ごとに印字されるようになります。

三点目は、任意入力項目として、輸入者 ID が追加されます。

発給システムの入力項目の変更・追加に伴い、TSV データの項目も変更になります。データ交換方式に対応した TSV データのドラフトは、後日掲載いたします。

【2025 年 7 月 17 日更新版掲載】 TSV データのドラフト

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/jtepa-ecotsvtable.pdf>

- ・ 産品情報の No24「包装数量」、No25「包装単位コード」、No26「包装形態コード」の入力について、必須 → 任意に変更

【お問い合わせ先】 日本商工会議所 国際部

[お問い合わせフォーム](#)